

令和元年 9 月吉日

お客様各位

株式会社シヨクカイ
TEL 03-5828-2561
FAX 03-5828-2564

消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

さて、お客様におかれましてはご高承のとおり、このたび消費税法が改正され、令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%に引き上げられることとなりました。

また、併せて導入される軽減税率の適用により、食品等は従来の 8%のままとなります。

弊社の取扱商品の殆どは軽減対象の 8%ですが、ごく一部の非食品だけは 10%となります。

これにより、実施日以降の弊社からのご請求については、各商品における税率で計算された金額にてご請求させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■改訂日 令和元年(2019年)10月1日以降の納品

■適用消費税率

①消費税率 10%になる商品

現時点での弊社取扱商品で該当するのは、以下の商品となります。

衛生管理商品の内、洗浄剤、保冷剤、手袋、ヘアークャップ等の非食品

- ・サニゾール B50
- ・レディハンドプラス
- ・ネオパンチ NE-20, NE-30
- ・ニトリル手袋ライトパウダーフリー S, M, L
- ・エンボス手袋 ナチュラル SS, S, M
- ・使捨てヘアークャップフリー

②消費税率 8%に軽減される商品

上記①以外の商品

※現時点での弊社取扱商品の、みりんタイプ調味料及び料理酒は、いずれもアルコール度数は 1 度以上ですが、加塩（不可飲処理）をしている為、調味料扱いの軽減対象となります。

※甲分割手数料等の商品以外（役務の提供）のご請求につきましては消費税率 10%となります。

■請求書の表記

請求書の表記に、8%と 10%を見分けることができるマークと、税率毎のお買上額合計と消費税額を追加いたします。

未締め以外の場合は、実施日を跨るときのみ、9 月分と 10 月分で冊子を分けてお送りする予定です。9 月分の金額を旧税率の 8%、10 月分の金額を新税率の 8%としてご認識ください。

以上